

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第191号)

平成13年12月25日

平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 1 9 条

第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 2 年 8 月 3 0 日福保第 2 2 5 号による次の諮問について，別紙のとおり答申
します。

- 1 「南浩生館管理委託契約書(10年度)，南浩生館管理委託変更契約書(10年度)，
宿泊施設（横浜市南浩生館）の管理委託契約の締結について(10年度)，南浩生
館管理委託契約書(11年度)，南浩生館管理委託変更契約書(11年度)，宿泊施設
（横浜市南浩生館）の管理委託契約の締結について(11年度)，緊急一時宿泊所
管理委託契約書(10年度)，緊急一時宿泊所管理委託変更契約書(10年度)，緊急
一時宿泊所運営事業の実施に伴う委託契約の締結について(10年度)，緊急一時
宿泊所管理委託契約書(11年度)，緊急一時宿泊所管理委託変更契約書(11年度)，
緊急一時宿泊所運営事業の実施に伴う委託契約の締結について(11年度)」の一
部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 2 「緊急一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度年未年始対策時)，緊急
一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度第 4 ・四半期分)，緊急一時宿泊
所運営事業委託料支出命令書(11年度人件費単価改定分)，緊急一時宿泊所運営
事業委託料概算払金精算書(11年度第 3 ・四半期分)，緊急一時宿泊所運営事業
委託料概算払金精算書(11年度年未年始対策分)，緊急一時宿泊所運営事業委託
料概算払金精算書(11年度第 4 ・四半期分)，南浩生館委託料支出命令書(11年度
第 4 ・四半期分)，南浩生館委託料概算払金精算書(11年度第 3 ・四半期分)，南
浩生館委託料概算払金精算書(11年度第 4 ・四半期分)，南浩生館特別委託料概
算払金精算書(11年度分)，緊急一時宿泊所運営事業委託料平成10年度収支決算
書，緊急一時宿泊所運営事業委託料平成11年度収支決算書」の一部開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、次の各行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

- (1) 「南浩生館管理委託契約書(10年度)、南浩生館管理委託変更契約書(10年度)、宿泊施設(横浜市南浩生館)の管理委託契約の締結について(10年度)、南浩生館管理委託契約書(11年度)、南浩生館管理委託変更契約書(11年度)、宿泊施設(横浜市南浩生館)の管理委託契約の締結について(11年度)、緊急一時宿泊所管理委託契約書(10年度)、緊急一時宿泊所管理委託変更契約書(10年度)、緊急一時宿泊所運営事業の実施に伴う委託契約の締結について(10年度)、緊急一時宿泊所管理委託契約書(11年度)、緊急一時宿泊所管理委託変更契約書(11年度)、緊急一時宿泊所運営事業の実施に伴う委託契約の締結について(11年度)」
- (2) 「緊急一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度年未年始対策時)、緊急一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度第4・四半期分)、緊急一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度人件費単価改定分)、緊急一時宿泊所運営事業委託料概算払金精算書(11年度第3・四半期分)、緊急一時宿泊所運営事業委託料概算払金精算書(11年度年未年始対策分)、緊急一時宿泊所運営事業委託料概算払金精算書(11年度第4・四半期分)、南浩生館委託料支出命令書(11年度第4・四半期分)、南浩生館委託料概算払金精算書(11年度第3・四半期分)、南浩生館委託料概算払金精算書(11年度第4・四半期分)、南浩生館特別委託料概算払金精算書(11年度分)、緊急一時宿泊所運営事業委託料平成10年度収支決算書、緊急一時宿泊所運営事業委託料平成11年度収支決算書」

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「南浩生館管理委託契約書(10年度)ほか11件」(1(1)の12文書をいい、以下「本件申立文書その1」という。)及び「緊急一時宿泊所運営事業委託料支出命令書(11年度年未年始対策時)ほか11件」(1(2)の12文書をいい、以下「本件申立文書その2」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成12年7月21日付及び同月28日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書その1及び本件申立文書その2(以下併せて「本件申立文書」という。)

は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記録された委託先法人職員（施設長を除く。）の氏名及び委託先法人職員の勤続年数は、明らかに、特定個人が識別される個人に関する情報であり、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書に記録された委託先法人の理事長の印影は、法人としての活動や権利義務に影響がある情報であり、振込先金融機関名、口座種別及び口座番号は、法人の経営や財産及び取引に関する情報であり、これらの情報を公にすることは、当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 委託先法人の職員の氏名及び勤続年数は、業務上の能力を確認するために開示が必要である。

(2) 委託先法人の理事長の印影は財団法人の立場から開示が必要である。また、委託先法人の振込先金融機関名、口座種別、口座番号は、委託料支払を確認するために開示が必要である。

(3) 実施機関のいう財産権の保護及び侵害のおそれはなく、条例第4条は利用者の責務を定めていることから非開示とする情報ではない。

(4) 実施機関は条例第15条規定の第三者に対する意見書提出の機会の付与等の照会を行うことなく非開示処分をしており、当該処分は認められない。実施機関は開示すべき情報を非開示としており、当該処分は違法であり、非開示理由は失当である。

(5) 横浜市当該事業担当職員は返還させるべき金額を横浜市に戻入させることなく放置している。

5 審査会の判断

(1) 緊急一時宿泊所運営事業について

横浜市における緊急一時宿泊所運営事業は、屋外で生活する者等の生命の保護や健康

の保持に努めるとともに生活援助等を通じて、これらの者の自立更生を図ることを目的として、緊急に宿泊援助を必要とする者への緊急一時宿泊所入所による援助を行うものである。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、緊急一時宿泊所運営事業において緊急一時宿泊所として使用されている横浜市南浩生館及びまつかげ一時宿泊所の管理運営について、横浜市が社会福祉法人神奈川県匡済会（以下「神奈川県匡済会」という。）に対し、契約により委託していることから、平成10年度及び平成11年度の管理委託事務に関連して、実施機関が作成し又は取得した文書であることが認められる。

イ このうち、本件申立文書その1は、横浜市と神奈川県匡済会との平成10年度及び平成11年度の管理委託の契約締結を決定することについての伺い文書、当該管理委託契約書等であることが認められる。

ウ 本件申立文書その2は、上記平成10年度及び平成11年度の管理委託契約に伴う委託料の委託先法人に対する支出に関する支出命令書、概算払金精算書及び収支決算書であることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・」は開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書その1に記録された委託先法人職員（施設長を除く。）の氏名は、明らかに、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

委託先法人職員の勤続年数も、個人の経歴に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるものであり、本号本文に該当する。

ウ なお、委託先法人職員（施設長を除く。）の氏名及び委託先法人職員の勤続年数については、本号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書は、当該施設の管理委託に関する権利義務の変動に係る文書等であり、これらの文書に記録された委託先法人の理事長印の印影は、当該文書の真正性を担保するために使用されているものであることから、当該法人としての活動や権利義務に影響がある情報であり、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

ウ 本件申立文書その2に記録された振込先金融機関名、口座種別、口座番号は、法人の経営や財産及び取引に関する情報であって、個別の取引において当該取引の相手方である債務者に対して、個別に通知されるものであり、当該取引関係者以外に通知されることは通常ないものとする。

したがって、これらの情報を公にすると、当該口座に不正にアクセスされるなど第三者に悪用されて当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

エ なお、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4条の規定をもって、条例第7条第2項各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

オ また、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、条例第15条の規定に反して裁量権の逸脱であると主張しているが、条例の規定は、対象文書に記録されている第三者に関する情報を開示しようとする場合の規定であって、非開示とする場合には適用されないものであるから、このような主張には理由がない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分は、条例第7条第2項第2号及び第4号に該当する情報であるから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 8 月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年 9 月 8 日 (第 231 回審査会)	・諮問の説明
平成12年10月13日 (第 233 回審査会)	・審議
平成12年10月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成12年11月17日 (第 1 回審査会部会)	・審議
平成12年12月13日 (第 2 回審査会部会)	・審議
平成13年 3 月16日 (第 3 回審査会部会)	・審議
平成13年 5 月18日 (第 5 回審査会部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成13年10月 5 日 (第 11 回審査会部会)	・審議
平成13年11月 2 日 (第 12 回審査会部会)	・審議